

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人改革を行うために必要な措置を行うもの。

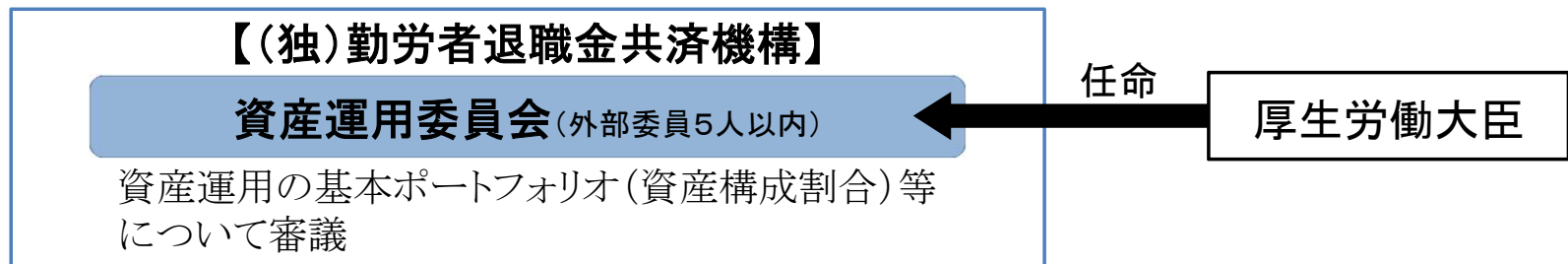
○改正法案は、第189回常会において審議され、平成27年4月24日に成立、同年5月7日に公布。

	主な措置内容	施行時期
(独)労働安全衛生総合研究所	・ 両法人を統合し、「(独)労働者健康安全機構」とする ※(独)労働者健康福祉機構が存続法人 ・ 理事数を5人以内とする ※現在、労福機構は4人、安衛研は2人 ・ 化学物質の有害性調査(国の委託事業)を統合法人の業務に追加	平成28年4月
(独)労働者健康福祉機構		
(独)勤労者退職金共済機構	・ 資産運用委員会の設置等による資産運用のリスク管理体制の強化 ・ 退職金の通算制度の内容の拡充や、未請求退職金の発生防止対策における住基ネットの活用等を通じた事務効率化 ・ 建設業退職金共済制度の退職金が支給されない加入期間を短縮(24月未満→12月未満)	平成28年4月 (資産運用委員会の設置は平成27年10月)
(独)福祉医療機構	・ 福祉貸付事業及び医療貸付事業に対する金融庁検査の導入	平成27年10月
	・ 回収した年金住宅融資等債権の元本部分について、年複数回、定期的に国庫に納付(現在は、年に1回に限定)	平成27年10月
(独)労働政策研究・研修機構	・ 理事数の削減(3人以内→2人以内)	平成28年4月
年金積立金管理運用独立行政法人	・ 年金積立金の管理及び運用の業務の体制強化のため、理事を1人追加 ・ 法律上の主たる事務所の所在地を神奈川県から東京都とする	公布日

(独)勤労者退職金共済機構の資産運用業務に係るリスク管理体制を強化するほか、事務の効率化の一環として、退職金の積立を継続しやすくすること等の措置を講じる。

1. 資産運用委員会の設置(リスク管理体制の強化)

○ (独)勤労者退職金共済機構の資産運用業務のリスク管理体制を強化するため、資産運用委員会を設置する。

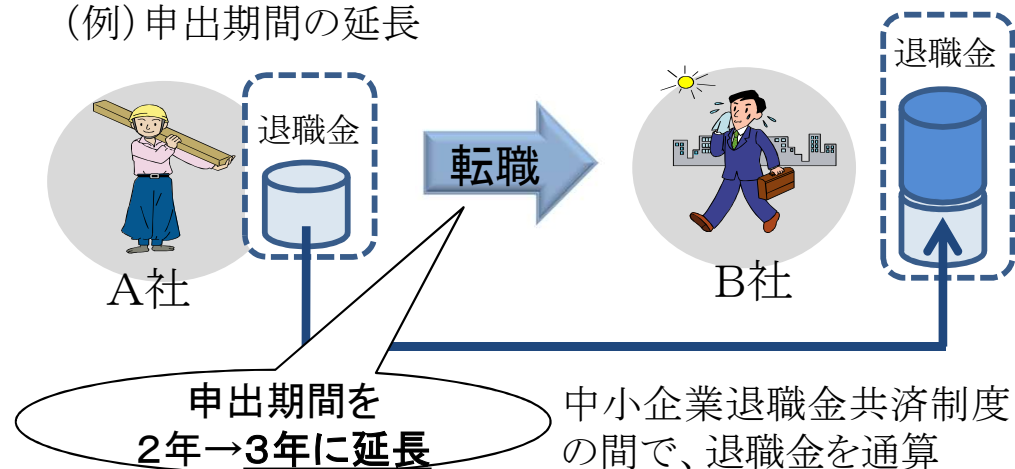


2. 事務の見直し

(1) 退職金の積立を継続しやすくする措置

○ 制度利用者の利便性の向上等を図るため、掛金納付月数の通算制度を拡充する。

(例) 申出期間の延長

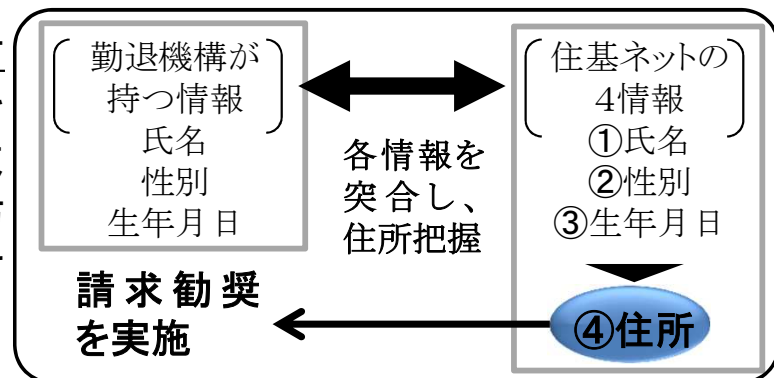


(2) 建設業退職金共済制度の退職金支給方法の見直し

○ 建設業退職金共済制度における退職金が支給されない掛金納付期間を、24月未満から12月未満へ短縮する。

(3) 住民基本台帳ネットワークの活用

○ 住基ネットを活用し住所把握を行うなど、未請求退職金の発生防止対策を強化する。



施行日：平成28年4月1日(資産運用委員会に関しては、平成27年10月1日に設置)

独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議(抄)

平成27年4月23日

参議院厚生労働委員会

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

(略)

二、独立行政法人勤労者退職金共済機構については、中小企業退職金共済制度が中小企業従業員の老後の生活保障に重要な役割を果たしていることに鑑み、退職金の支払原資となる資産を安全かつ効率的に運用することが求められていることから、新たに設置する資産運用委員会の委員として、経済・金融等の専門知識を有しつつ労使の考えを代表して議論を行う者を参画させるとともに、同委員会がリスク管理機能を十分に発揮できるよう必要な措置を講ずること。また、中小企業退職金共済制度の更なる普及のため、広報活動等の取組の強化を図ること。

(略)

六、独立行政法人勤労者退職金共済機構及び年金積立金管理運用独立行政法人における資産運用については、職員の専門性向上など運用体制の強化に努めるとともに、職員のコンプライアンスの徹底及び運用責任の明確化をより一層進めること。

(略)